

健 障 福 第 1348 号

平成 30 年 8 月 1 日

指定特定相談支援事業所 管理者
指定障害児相談支援事業所 管理者 各位

横浜市健康福祉局障害福祉課長

横浜市相談支援事業所運営支援事業費補助金交付要綱について（通知）

日頃から、本市の障害福祉行政にご協力いただき、誠にありがとうございます。

このたび、平成 30 年度限りで、横浜市相談支援事業所運営支援事業費補助費補助金の交付を実施することといたしました。

つきましては、標記要綱を別添のとおり制定し施行することとしましたので通知します。

1 目的と概要

運営支援費は、横浜市内の事業者に所属する相談支援専門員が、障害者本人を中心とした相談支援を適切に実施し、相談支援事業所内での相談支援の質の向上に向けたスキルアップを図る機会を創出するための体制整備を目的とし他補助金です。各種要件を満たした常勤かつ専従の相談支援専門員を配置するのに要する経費を補助します。

2 補助金額

要件を満たした相談支援専門員 1 人に対して 900,000 円

※ 1 回限りの支給となります。

（お問合せ）

横浜市健康福祉局障害福祉課

吉原・野村

TEL:045-671-3602/FAX:045-671-3566